
いしかわ里山振興ファンド

令和5年度公募要領

スローツーリズムの推進 (ネットワーク形成支援)

目次

第1	応募方法等	1
第2	いしかわ里山振興ファンド事業 基本方針	6
第3	公募メニュー	
1	地域の合意形成に向けた支援	7
2	モデル的な取組への総合支援	9

第1 応募方法等

1 募集期間

令和5年4月20日（木）から6月20日（火）17時まで【必着】

2 応募方法

次の書類を、持参または郵送にて、事業の活動場所を所管する石川県農林総合事務所企画調整室（5ページ参照）まで1部提出してください。FAX、メール等での提出は受け付けません。

（1）提出書類

提出書類	備 考
事業計画書	所定の事業計画書を提出してください。 様式は、石川県農林水産部里山振興室のホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/satoyama/slowtourism.html
応募者の概要が分かる書類	団体の運営に関する規定、団体の構成員・所属等がわかる書類。

（2）書類の提出期限

令和5年6月20日（火）17時【必着】

※受付時間は平日8時30分～17時00分とします。

3 審査

（1）審査方法

書類（事業計画書）及び事業内容のプレゼンテーションに基づき審査を行います。

（2）審査時期（予定）

令和5年7月

4 採 択

（1）採択件数（予定）

①地域の合意形成に向けた支援、②モデル的な取組への総合支援 各1件程度

（2）採択時期（予定）

令和5年10月

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、いしかわ里山づくり推進協議会から書面で通知します。

(4) 採択後の留意事項

- ア 採択式への出席をお願いします。(開催日が決定後、採択者にご案内します。)
- イ 応募書類の秘密保持には十分配慮いたしますが、助成が決定した場合は、実施主体名、住所、電話番号、代表者名、事業名、事業概要、助成金額等を公表することがあります。
- ウ 事業終了後に、事業の効果を把握するため、アンケート調査等をお願いすることがあります。

5 助成金の交付

- ・採択決定後、30日以内に当該年度の「交付申請書」を提出していただき、予算について確認した上で、交付を決定します。その後、毎年度提出していただきます。
- ・その後、毎年度末(「地域の合意形成に向けた支援」は事業終了後)に「実績報告書」を提出していただき、(必要に応じて実地検査を実施し)精算払となります。
- ・原則、精算払となりますが、いしかわ里山づくり推進協議会が必要と認める場合は、当該年度の助成金の8割を限度として、事業途中での交付を行うことができます。

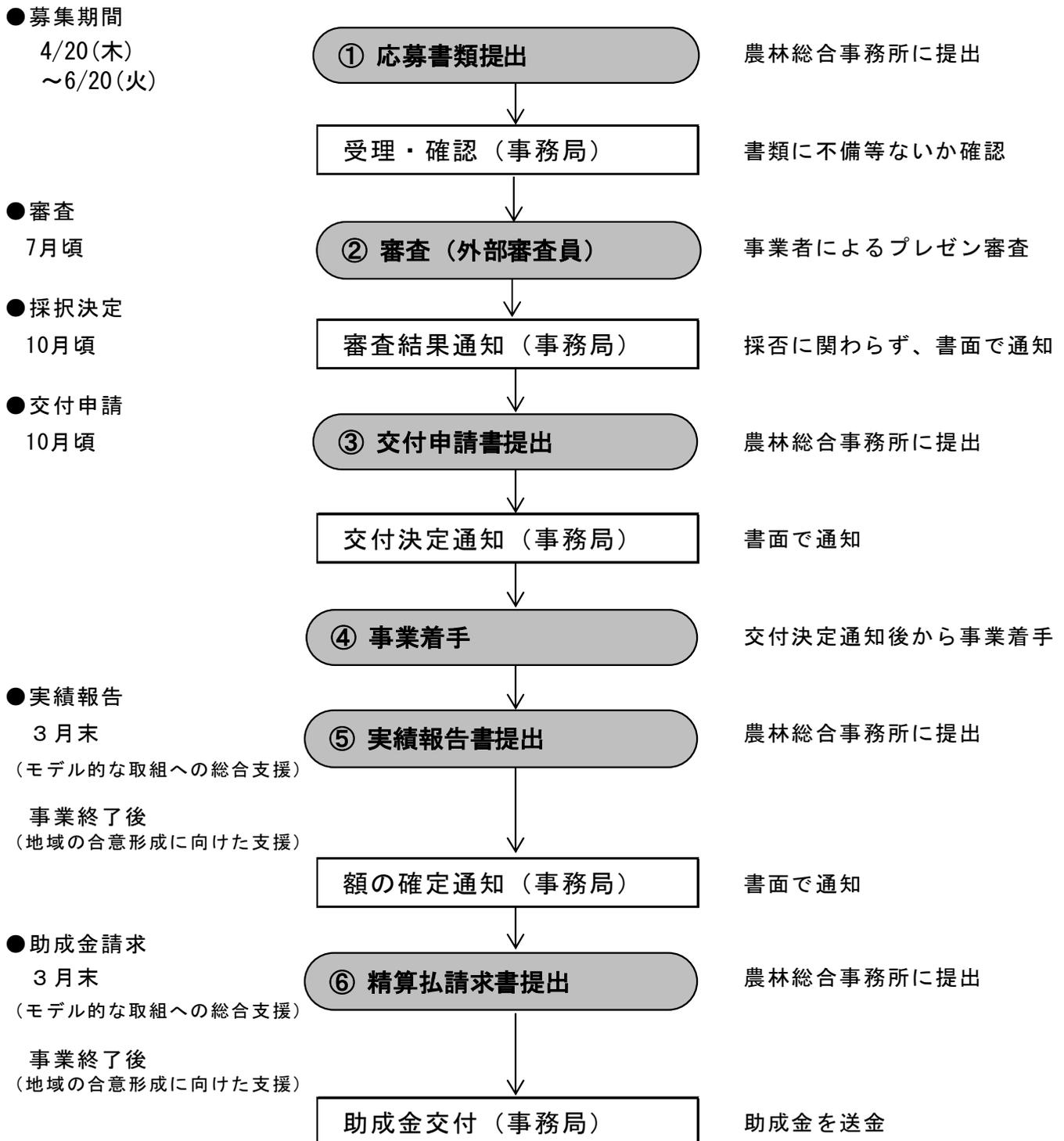
6 助成事業の実施に係る留意点等

助成事業に採択された場合は、以下について、ご了承ください。

- ①交付決定を受けた後、助成事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、もしくは助成事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ②助成金額確定にあたり、助成対象物件や帳簿類の確認ができない場合、当該物件等に係る金額は、助成対象外となります。
- ③助成事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、助成事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図ってください。これらの財産の処分等に当たっては、事前に、いしかわ里山づくり推進協議会の承認を得なければなりません。また、処分等によって得た収入の一部をいしかわ里山づくり推進協議会に納付しなければならない場合があります。
- ④助成事業に係る経理については、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑤助成事業期間中の進捗状況確認及び助成事業終了後の確定検査のため、いしかわ里山づくり推進協議会が実地検査に入ることがあります。
- ⑥助成事業期間終了後においても、いしかわ里山づくり推進協議会が実施する取組状況等に関する調査に協力しなければなりません。
- ⑦以下のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を停止します。
 - ア 各メニューの要領に規定する助成対象者の要件を満たさなくなった場合
 - イ 事業を途中で休止又は中止した場合
 - ウ 事業が適切に行われていないと協議会が判断した場合
 - エ いしかわ里山づくり推進協議会が実施する実地検査に協力しない場合

- ⑧助成事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）の他、いしかわ里山づくり推進協議会が不正受給と判断した場合、助成金の交付取消・返還等を行うことがあります。
- ⑨本助成金は税務会計上、収益として計上されるものであり、法人税・所得税の課税対象となります（消費税は課税対象になりません）。したがって、関係法令に基づき適正な税務申告等の経理を行ってください。

7 応募から交付決定までのスケジュール(予定) ※スケジュールは前後する場合があります。



<書類の提出先>

事業の活動場所を所管する石川県農林総合事務所企画調整室へ提出してください。

●石川県南加賀農林総合事務所 企画調整室

所在地 〒920-0801 小松市園町ハ108-1
電話番号 0761-23-1707
FAX番号 0761-23-1207
所管区域 小松市、加賀市、能美市、川北町

●石川県石川農林総合事務所 企画調整室

所在地 〒924-0864 白山市馬場2丁目113番地
電話番号 076-276-0528
FAX番号 076-276-2745
所管区域 白山市、野々市市

●石川県県央農林総合事務所 企画調整室

所在地 〒920-8214 金沢市直江南2丁目1番地
電話番号 076-239-1750
FAX番号 076-239-1720
所管区域 金沢市、かほく市、津幡町、内灘町

●石川県中能登農林総合事務所 企画調整室

所在地 〒926-0852 七尾市小島町二部33番地
電話番号 0767-52-2583
FAX番号 0767-52-3151
所管区域 羽咋市、七尾市、宝達志水町、志賀町、中能登町

●石川県奥能登農林総合事務所 企画調整室

所在地 〒929-2392 輪島市三井町洲衛10-11-1
電話番号 0768-26-2320
FAX番号 0768-26-2331
所管区域 輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

<公募事業に関する問合せ先>

上記の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室までお願いします。

石川県農林水産部 里山振興室 交流推進グループ

(いしかわ里山づくり推進協議会 事務局)

所在地 〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地
電話番号 076-225-1629
FAX番号 076-225-1618

第2 いしかわ里山振興ファンド事業 基本方針

いしかわ里山振興ファンド事業 基本方針

里山里海に人の手を戻し活用することで、新たな魅力を創造し、その魅力がさらに人を呼び戻すという良い循環を形成する新しい里山づくりを進めるために、いしかわ里山振興ファンドでは、以下の取組みを推進します。

○ 里山里海における新たな価値の創造

地域資源の持続可能な利活用を通して、里山里海に新たな価値の創造を図り、里山里海の利活用を通じた生物多様性の保全を進めていきます。

○ 多様な主体の参画による新しい里山づくり

里山里海の生物多様性を保全していくためには、「人が里山を利用する」という里山本来のあり方を取り戻すことが重要です。

多様な主体の参画を得て、里山里海での人と自然との新たな関係の構築を進めていきます。

○ 森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全

適切な物質循環や生きものの生息環境の連続性の確保、生態系ネットワークの再生等を念頭に、都市を含めた流域全体の生態系保全の視点に立ち、森・里・川・海の連環に配慮した生態系の保全を進めていきます。

○ 生物多様性の恵みに関する理解の浸透

農林水産業や暮らしの営みと深く結びついた里山里海の生物多様性を保全するためには、生きものや自然環境を保護するだけでなく、健全な農林水産業が営まれることなど、人が里山里海を利用することの重要性を認識し、実践していくことが必要です。このため、県民にわかりやすい方法でこれらの普及啓発を推進します。

第3 公募メニュー

1 地域の合意形成に向けた支援

(1) 目的

「石川型スローツーリズム」に取り組む意欲のある地域において、今後、公募メニュー「2 モデル的な取組への総合支援」へ申請することを前提に、農家民宿・飲食店・直売所・生産者・体験施設等が連携し、多様なサービスを提供することができるよう、地域関係者で合意形成を進める取組に対し支援することにより、地域の取組を後押しし、農林水産業及び里山里海地域の振興を図ります。

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域。

※「里海」とは、人々が様々な海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域。

※「石川型スローツーリズム」とは、里山里海地域において、本県が誇る多種多様な食材や食文化を中心に、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観などの魅力を、今の旅行ニーズである「本物志向」や「体験型」に応える形で、多様なサービスとしてネットワーク化して提供することによって、ゆったりと滞在できる旅行の過ごし方を提案するもの。

※農家民宿とは、農林漁業体験が提供できるなど、スローツーリズムの拠点となる、簡易宿所及び住宅宿泊事業法により開業した宿泊施設。

(2) 助成対象者

里山里海地域において、農家民宿を核に、地域一体となり「石川型スローツーリズム」を推進していくことを目指す団体で、以下の条件を満たす者とします。

- ①地域に居住する住民が主体となって運営する団体であること。
- ②運営規約、事務処理体制、経理体制及び存続性が明確である団体であること。
- ③市町等の協力が得られる団体であること。

(3) 助成対象事業

里山里海地域資源の再発掘・整理や地域課題の洗い出しにかかる調査分析、専門家を招聘した勉強会・研究会等、地域の特長を活かした「石川型スローツーリズム」の方向性を見出し、実現に向けた地域の合意形成を図るための事業を助成の対象とします。

(4) 助成内容

①事業実施期間

交付決定日から2年以内です。

※交付決定前に発注・契約したものについては、助成対象となりません。

②助成率及び助成限度額

助成率：定額

助成限度額：2年間で100万円

(5) 助成対象経費

以下の経費を助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、管轄の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室へ事前にご確認ください。

費 目	内 容
謝金	会議に出席していただいた有識者や、指導・助言等を受けた専門家に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員に支払われる経費
特別旅費	会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した有識者や専門家（講師を派遣した場合も含む）に支払われる旅費
会場借料	会場の借上げ料として支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費
資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
コンサルタント費	事業遂行に必要なコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費
備品費	事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

以下の経費については対象外とします。

- ・汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタ等）
- ・お弁当や懇親慰労の会等に係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費等
- ・常勤雇用者の手当て、役員報酬等、組織運営に係る人件費等
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料等
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等

(6) 審査

①審査方法

- ・審査は、いしかわ里山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・申請者の提出した書類及びプレゼンテーションに基づき審査を行い、審査基準により採点し、この結果を踏まえて、いしかわ里山づくり推進協議会事務局が採択事業を決定します。（採択がない場合もあります。）
- ・事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・審査委員会は非公開で行われ、審査経過等に関する問合せには応じられません。

②審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区 分	内 容
事業の効果・有効性	・「いしかわ里山振興ファンド事業基本方針」及び「石川型スローツーリズム」の趣旨に沿った、適切なものとなっている。 ・「石川型スローツーリズム」の推進に向けた住民意識の向上や、合意形成が図られる計画となっている。
事業の計画性・実現性	・事業内容の計画性、実現性、予算計画などが明確に示されている。
事業実施団体の妥当性	・里山里海地域に居住する住民が主体となっている。 ・地域一体となった体制となっている。 ・市町等の協力が得られる体制となっている。
事業の公益性・公共性	・事業内容が地域の公益性・公共性に合致し、特定の者に偏った計画になっていない。

2 モデル的な取組への総合支援

(1) 目 的

「石川型スローツーリズム」に取り組む意欲のある地域において、農家民宿・飲食店・直売所・生産者・体験施設等が連携し、多様なサービスを提供する取組に対し支援することにより、地域の取組を後押しし、農林水産業及び里山里海地域の振興を図ります。

※「里山」とは、長年にわたる人の暮らしと農林業などの営みにより形成されてきた地域で、二次林、ため池、農地、集落などがモザイク状に組み合わさって形成されている地域。

※「里海」とは、人々が様々な海の恵みを得ながら生活するなど、人の暮らしと深い関わりを持つ沿岸域。

※「石川型スローツーリズム」とは、里山里海地域において、本県が誇る多種多様な食材や食文化を中心に、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観などの魅力を、今の旅行ニーズである「本物志向」や「体験型」に応える形で、多様なサービスとしてネットワーク化して提供することによって、ゆったりと滞在できる旅行の過ごし方を提案するもの。

※農家民宿とは、農林漁業体験が提供できるなど、スローツーリズムの拠点となる、簡易宿所及び住宅宿泊事業法により開業した宿泊施設。

(2) 助成対象者

里山里海地域において、農家民宿を核に、地域一体となり「石川型スローツーリズム」を推進していくことを目的とした団体で、以下の条件を満たす者とします。

- ①地域に居住する住民が主体となって運営する団体であること。
- ②運営規約、事務処理体制、経理体制又は存続性が明確である団体であること。
- ③市町等の協力が得られる団体であること。
- ④「石川型スローツーリズム」の価値の向上に積極的に協力する団体であること。

(3) 助成対象事業

以下①～④に掲げる事業を助成対象とします。

なお、採択された場合、①は必須事業とし、その計画に基づき、②～④の事業に助成を行います。

助成対象事業	内 容	備 考
①地域ネットワーク化 計画の策定 ※交付決定日から 1年間のみ	農家民宿、飲食店、直売所、生産者、体験施設等が連携し、多様なサービスの開発・提供、景観形成、レストラン・農家民宿の開業等、以下②～④の項目のうち1つ以上を盛り込んだ、今後「石川型スローツーリズム」を推進していくための計画策定事業を助成の対象とします。	必須
②多様な滞在メニュー の開発	①の計画に基づき、対象地域における里山里海の食材や食文化をはじめ、それらに培われた伝統文化、伝統技術、美しい景観等に磨きをかけ、これらをネットワーク化することによって、地域の魅力を高め、来訪者が1日でも長く滞在できる多様なメニューの開発事業を助成の対象とします。	任意
③里山里海の景観形成	①の計画に基づき、対象地域における里山里海の景観保全・再生整備に係る以下の事業例を助成の対象とします。 ア. 黒瓦、白壁等、伝統的な建築様式での新築、増改築、大規模な修繕 イ. 生け垣、板塀等、伝統的な外構の整備、大規模な修繕 ウ. 里山里海の景観にそぐわない看板等の撤去、塗り替え エ. 県道や市道等から概ね100m以内の耕作放棄地や荒廃法面等の整備	任意
④農家民宿等の改修	①の計画に基づき、古民家を活用した農家民宿の開業等に対する外壁や屋根（耐震工事含む）の改修事業を助成の対象とします。 ※地域の景観と調和した建築様式であることを助成条件とします。	任意

(4) 助成内容

助成対象事業	助成率及び限度額	助成限度額	事業実施期間
①地域ネットワーク化計画の策定	・助成率:助成対象事業費の10分の10 ・限度額:200万円	①～④あわせて3年間で1,500万円	交付決定日から1年以内
②多様な滞在メニューの開発	・助成率:助成対象事業費の4分の3 ・限度額:300万円		交付決定日から3年以内
③里山里海の景観形成	工種毎の助成限度額は以下のとおり		
ア. 黒瓦、白壁等、伝統的な建築様式での新築、増改築、大規模な修繕	1棟あたり2分の1(地域等の共有財産は10分の10)の額または100万円のいずれか低い額		
イ. 生け垣、板塀等、伝統的な外構の整備、大規模な修繕	2分の1(地域等の共有財産は10分の10)の額または50万円のいずれか低い額		
ウ. 里山里海の景観にそぐわない看板等の撤去、塗り替え	2分の1(地域等の共有財産は10分の10)の額または50万円のいずれか低い額		
エ. 県道や市道等から概ね100m以内の耕作放棄地や荒廃法面等の整備	・10aあたり1万円以内 ・整備後、景観作物等を栽培する場合、10aあたり2万円以内		
④農家民宿等の改修	助成率:助成対象事業費の2分の1		

※交付決定前に発注・契約したものについては、助成対象となりません。

(5) 助成対象経費

以下の経費を助成対象とします。

なお、助成対象となるか否かご不明な点がございましたら、管轄の農林総合事務所企画調整室または石川県農林水産部里山振興室へ事前にご確認ください。

費目	内 容
謝金	会議に出席していただいた有識者や、指導・助言等を受けた専門家に謝礼として支払われる経費
普通旅費	会議の出席又は情報収集等を行うための旅費として、事業実施主体の構成員に支払われる経費
特別旅費	会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した有識者や専門家(講師を派遣した場合も含む)に支払われる旅費
会場借料	会場の借上げ料として支払われる経費
会場整備費	会場の装飾等を行うために支払われる経費
印刷製本費	資料等の印刷費として支払われる経費

資料購入費	図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費
通信運搬費	郵便代、運送代等として支払われる経費
調査研究費	事業遂行に必要なニーズ調査等を行うための費用、データ等を購入する費用又は調査員を雇う費用等として支払われる経費
パンフレット等 製作費	パンフレット・ポスター等の製作、HPの作成のために支払われる経費
広告宣伝費	事業遂行に必要な広告媒体等を活用する費用として支払われる経費
通訳・翻訳料	通訳又は翻訳を依頼する場合に支払われる経費
雑役務費	事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費
保険料	事業遂行に必要な業務にかかる保険料として支払われる経費
借損料	事業遂行に必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
特許権取得費	事業遂行に必要な特許権を取得するための経費
コンサルタント費	事業遂行に必要なコンサルタント会社等を活用する費用として支払われる経費
委託費	事業遂行に必要な調査を委託する場合に支払われる経費
原材料費	事業遂行に必要な原材料を購入するために支払われる経費
備品費	事業遂行に必要な備品を購入するために支払われる経費
請負工事費	事業遂行に必要な建築工事費、製造請負費、工事雑費等の経費
上記以外の費用で、いしかわ里山づくり推進協議会が特に必要と認める経費	

以下の経費については対象外とします。

- ・汎用性があり、助成対象事業以外に使用できる可能性が高いもの（パソコン、プリンタ等）
- ・お弁当や懇親慰労の会等に係る飲食の経費、専門家等への土産代、接遇費等
- ・常勤雇用者の手当て、役員報酬等、組織運営に係る人件費等
- ・団体の経常的な運営費、事務室の賃借料、コピー機のリース料等
- ・他の組織や団体への運営に係る負担金、助成金、寄付金等

（6）審 査

①審査方法

- ・審査は、いしかわ里山づくり推進協議会内に設置する、外部の学識経験者等から構成される審査委員会にて行います。
- ・申請者の提出した書類及びプレゼンテーションに基づき、審査基準により採点し、この結果を踏まえて、いしかわ里山づくり推進協議会事務局が採択事業を決定します。（採択がない場合もあります。）
- ・事前に事業計画等に関して、ヒアリングを実施することがあります。
- ・審査委員会は非公開で行われ、審査経過等に関する問合せには応じられません。

②審査基準

以下の観点から、審査を実施します。

区 分	内 容
事業の効果・有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・「いしかわ里山振興ファンド事業基本方針」及び「石川型スロートーリズム」の趣旨に沿った、適切なものとなっている。 ・「石川型スロートーリズム」の推進に向け、各施設が連携し、多様なサービスを提供できる計画となっている。 ・持続可能な地域づくりのために、地域の雇用あるいは交流人口を生み出す計画となっている。 ・農林水産業の振興を図る計画となっている。
事業の計画性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の計画性、実現性、予算計画、自己資金の確保などが明確に示されている。
事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・助成終了後も事業あるいは事業の趣旨が継続される見込みがある。
事業実施体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・里山里海地域に居住する住民が主体となっている。 ・地域一体となった体制となっている。 ・市町等の協力が得られる体制となっている。
事業の公益性・公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が地域の公益性・公共性に合致し、特定の者に偏った計画になっていない。

(7) その他の留意点

①事業開始年度の翌年度および翌々年度は、助成事業の取組状況等について、いしかわ里山づくり推進協議会に報告し、審査等を受けなければなりません。

時 期	報 告 内 容
事業開始年度の翌年度	地域ネットワーク化計画と翌年度以降の事業計画について
事業開始年度の翌々年度	事業の進捗状況について

②スロートーリズムの質を高めるため、石川県等が実施する、「スロートーリズム滞在メニュー実践講座」、「いしかわ耕稼塾 スロートーリズム農家民宿・農家レストラン講座」に参加し、農家民宿等の取組について磨き上げを行わなければなりません。